令和3年 第2回 上富田町農業委員会会議録

下記日程のとおり、上富田町農業委員会総会を招集した。

- 1. 開催日時 令和3年2月12日 午前9時00分~
- 2. 開催場所 上富田町役場 大会議室(2階)
- 3. 出席委員 (7名)

1番 前地 孝俊3番 森 隆4番 田上 彰伸5番 出羽 郁子6番 田中 允雄7番 山本 哲也

8番 山本 善吾

- 4. 出席委員 (1名) 2番 小倉 紳示
- 5. 議事日程

報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告 第2号 農地形状変更届出書について

議案 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

- 6. 農業委員会事務局職員 局長 吉田 忠弘 農地主事 射塲 寛紀
- 7. 議事内容 次のとおり

開会

議長

定刻になりましたので、ただいまより令和3年第2回上富田町農業委員会総会を開催 いたします。

本日、2番 小倉 紳示 委員より欠席届が出ております。

定足数に達していますのでこれより会議を開催します。

会期はただいまより午後5時までと致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全員

「異議なし。」

議長

ご異議なしとのことでございます。

会期はただ今より午後5時までとさせていただきます。

本日の署名委員さんは、3番 森 隆 委員 4番 田上 彰伸 委員 よろしくお 願い致します。

それでは、議事日程に従って進めてまいりたいと思います。

議長

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より報告願います。

事務局

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」

農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定により、下記の届出があったので報告する。

令和3年2月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目登記簿は「田」、現況は「畑」です。

農振区分農用内です。

面積 2,096 ㎡です。

賃貸人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇です。

賃借人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

解約届出日、解約成立日、土地引渡時期 令和3年1月25日です。

備考 野菜です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分農用内です。

面積 1,685 ㎡です。

賃貸人 被相続人 ○○○氏、代表相続人 ○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

賃借人 被相続人 ○○○氏、代表相続人 ○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

解約届出日 令和3年1月25日です。

解約成立日 令和3年1月12日です。

土地引渡時期 令和3年1月25日です。

備考 利用権設定ではなく、小作権の合意解約になります。水稲です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分農用内です。

面積 652 ㎡です。

賃貸人 被相続人 ○○○氏、代表相続人 ○○○氏、○○町○○ ○○番地○ ○です。

賃借人 被相続人 ○○○氏、代表相続人 ○○○氏、○○町○○ ○○番地○ ○です。

解約届出日 令和3年1月25日です。

解約成立日 令和3年1月12日です。

土地引渡時期 令和3年1月25日です。

備考 こちらも小作権の合意解約になります。水稲です。

以上です。

議長 ─ それでは、報告第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員「異議なし。」

議長 「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。 続いて、報告第1号番号2につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員「異議なし」。

議長「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。

続いて、報告第1号番号3につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。 全員 「異議なし」。

議長 異議なしとのことでございますので、報告どおりといたします。

議長 報告第2号「農地形状変更届出書について」事務局より報告願います。

事務局 報告第2号「農地形状変更届出書について」 下記農地につき、農地形状変更届出があったので報告する。 令和3年2月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分農用内です。

面積 884 ㎡です。

種別畑地転換です。

届出者 ○○○○氏 持分 1/2、○○○氏 持分 1/2、○○町○○ ○○番地○○です。

変更理由 申請地は水田として利用していたが、梅畑として利用したく本計画に至ったとのことです。

隣接農地同意 ○○○○氏です。

水利組合同意 ○○水利組合です。

盛土は最大 0.43mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は9頁です。

以上です。

議長 それでは、報告第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

全員 (「異議なし。」の声あり。)

議長「異議なし。」とのことでございますので、報告どおりといたします。

議長

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」事務局より説明願います。

事務局

議案第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)」

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定 について意見を求める。

令和3年2月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿、現況及び「田」です。

農振区分農用内です。

合計面積 3,403 m²です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者
〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇
〇〇番地〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 田です。

期間 5年間です。

備考欄 水稲です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目登記簿は「山林」、現況は「畑」です。

農振区分農用内です。

面積 4,998 ㎡です。

権利種別使用貸借です。

利用権を設定する者
〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇
〇〇番地〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 20年間です。

備考欄 梅です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

農振区分農用内です。

面積 981 ㎡です。

権利種別 使用貸借です。

利用権を設定する者
〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇
〇〇番地〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 10年間です。

備考欄 みかんです。

番号4

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

農振区分農用内です。

面積 618 ㎡です。

権利種別使用貸借です。

利用権を設定する者
〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇
〇〇番地〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 公益財団法人 和歌山県農業公社、和歌山市茶屋ノ丁 2-1 です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的畑です。

期間 3年間です。

備考欄 野菜です。

番号5

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目登記簿は「畑」及び「田」、現況は「畑」です。

農振区分農用内です。

合計面積 1,208 ㎡です。

権利種別使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 1年間です。

備考欄 梅です。

番号6

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目登記簿は「畑」及び「山林」、現況は「畑」です。

農振区分農用内です。

合計面積 1,895 m²です。

権利種別使用貸借です。

利用権を設定する者 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○です。

経営面積は明記のとおりです。

利用権の設定を受ける者
〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇
〇〇番地〇〇です。

経営面積は明記のとおりです。

利用目的 樹園地です。

期間 5年間です。

備考欄 梅です。

補足説明します。

今月は、その他、利用権の再設定はありませんでした。

新規の利用権設定計画はこの6件で、設定合計面積は、13,103 m²です。

また、計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしております。以上です。

議長 それでは、議案第1号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長「異議なし。」とのことでございます。

議案第1号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員「異議なし」。

それでは議案第1号番号1につきまして、「可」と決定いたします。 議長 続いて、議案第1号番号2につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。 7番 7番 山本、期間が30年というのはかなり長期間と思いますが、実際の借受人さんは おいくつでしょうか。 年齢は51歳です。 事務局 30年に至った理由を教えてください。 7番 事務局 この設定についてはJAの農地調整員さんから提出された案件で、事務局は本人さん と直接話しておりません。ただ、借受人さんの現在の農業従事者を見ますと男性2名、 女性1名となっております。 他に何かございませんか。 議長 (「異議なし。」の声あり。) 「異議なし。」とのことでございます。 議長 議案第1号番号2について、「可」と決定してよろしいでしょうか。 全員 「異議なし」。 議長 それでは議案第1号番号2につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第1号番号3につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。 (「異議なし。」の声あり。) 議長 「異議なし。」とのことでございます。 議案第1号番号3について、「可」と決定してよろしいでしょうか。 全員 「異議なし」。 議長 それでは議案第1号番号3につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第1号番号4につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。 (「異議なし。」の声あり。)

議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第1号番号4について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第1号番号4につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第1号番号5につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。
6番	6番 田中、番号5は契約が1年、番号6は契約が5年となっているが、どういう理由でしょうか。
事務局	貸付人の意向と伺っております。1年の農地については、貸付人の息子さんがこちら へ帰って来られたときに耕作する可能性があるので、1年更新と伺っております。
議長	他に何かございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第1号番号5について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第1号番号5につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第1号番号6につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第1号番号6について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第1号番号6につきまして、「可」と決定いたします。
議長	議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願

います。

事務局

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので、審議願いたい。 令和3年2月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿は「畑」、現況は「雑種地」です。

合計面積 32.35 m²です。

申請人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

転用目的駐車場です。

施設等 露天駐車場 32.35 ㎡とのことです。

転用理由 申請人は、当該地の隣接に娘夫婦が居住しており、住宅用の駐車場が手狭となったため、当該地を駐車場として利用したく本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意申請人所有地のみです。

水利組合同意 ○○水利組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

現況雑種地とありますように、農業委員会の許可を得ず既に駐車場となっております。 そのことについて、始末書が添付されておりますので、朗読いたします。

当該土地の向かいにある娘夫婦が居住する駐車場が狭く、当地を農地法の許可前に駐車場として利用しておりますことをお詫び申し上げます。今後は十分注意して、農地法違反とならないよう心がけますので、今回に限り、寛大な処分をもって許可いただけますようお願いし、始末書を提出いたします、とのことです。

位置図は10頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 1,239 ㎡です。

申請人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

転用目的 資材置場です。

施設等 露天資材置場 2,468 ㎡の内 1,239 ㎡です。 5 条申請番号 3 の○○番○○、○ ○番○○と一体での計画です。

転用理由 申請人は、自身が経営している会社の製材置場が手狭となり、当該地を新たな製材置場として利用したく本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意 ○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意 ○○水利組合です。

盛土は最大 0.75mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は11頁です。

補足説明します。

受付番号1番から2番の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第4条第2項の各号の許可できない基準には、 該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、許可要件のすべてを満たしています。

以上です。

議長
それでは、農地班による現地調査の結果報告をお願いします。

6番 日中、現地調査の結果を報告します。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 合計面積32.35㎡です。

地目は、登記簿は「畑」、現況は「雑種地」です。

転用目的は、駐車場です。

申請人は、住宅用の駐車場が手狭となったため、当該地を駐車場として利用したく本申請に至ったとのことです。

隣接農地は申請人所有地のみです。

水利組合の同意があります。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

よって、現地では可としています。

番号2 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積1,239㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、資材置場です。

申請人は、自身が経営している会社の製材置場が手狭となり、当該地を新たな製材置場として利用したく本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.75mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長ありがとうございました。

それでは、議案第2号番号1につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長「異議なし。」とのことでございます。

議案第2号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員「異議なし」。

議長 それでは議案第2号番号1につきまして、「可」と決定いたします。

続いて、議案第2号番号2につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。

(「異議なし。」の声あり。)

議長「異議なし。」とのことでございます。

議案第2号番号2について、「可」と決定してよろしいでしょうか。

全員「異議なし」。

議長 それでは議案第2号番号2につきまして、「可」と決定いたします。

議長 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」事務局より説明願

います。

事務局 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

下記農地につき、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので審議願いた

11

令和3年2月12日提出 上富田町農業委員会 会長 山本 善吾

番号1

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

面積 1,018 ㎡です。

権利種別所有権移転です。

譲渡人 ○○○○氏、○○町○○ ○○番地○○、○○です。

譲受人 〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

転用目的 太陽光発電施設です。

施設等 太陽光パネル 306 枚 100.9 k w、パワコン 9 台 49.5 k wです。

転用理由 譲渡人は農地の管理が困難となっていたところ、太陽光発電設備の設置場所を探していた譲受人と話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意は、○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏です。

水利組合同意は○○水利組合です。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

位置図は12頁です。

番号2

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○です。

地目 登記簿、現況ともに「畑」です。

面積 167 ㎡です。

権利種別所有権移転です。

譲渡人
○○○氏、○○町○○
○○番地○○、○○です。

譲受人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

転用目的 一般個人住宅です。

施設等 建築面積 52.17 ㎡、駐車場等 114.83 ㎡です。

転用理由 譲渡人は相続により農地を取得したが、農家ではないため農地として利用できなかった。譲受人は住宅用地を探しており、譲渡人と話がまとまったことから、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意 ○○○○氏です。

水利組合同意 ○○水利組合です。

切土は最大 0.6m、盛土は最大 0.2mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続とのことです。

雨水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は13頁です。

番号3

農地の所在 ○○字○○ ○○番○○ 外○○筆です。

地目 登記簿、現況ともに「田」です。

合計面積 1,229 ㎡です。

権利種別所有権移転です。

貸付人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

借受人 〇〇〇〇氏、〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇です。

転用目的 資材置場です。

施設等 露天資材置場 2,468 ㎡の内 1,229 ㎡です。 4条申請○○番○○と一体での計画です。

転用理由 譲渡人は遠方に住んでおり、農地の管理が困難となっていた。譲受人は、 自身が経営している会社の製材置場が手狭となり、当該地を新たな製材置場として利用 したく、譲渡人へ申し出たところ話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地同意 ○○○○氏です。

水利組合同意 ○○水利組合です。

盛土は最大 0.75mです。

汚水及び雑排水は発生しないです。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

位置図は14頁です。

補足説明します。

受付番号1番から3番の申請地については、農業振興地域の農用地外で、甲種、第1種、第3種農地以外の農地であり、中山間に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可できない基準には、 該当していないため、許可の基準要件のすべてを満たしています。

精査内容は、「資力・信用」「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」「転用行為の 妨げとなる権利を有する者の同意状況」「転用行為の確実性」「関係機関との協議進捗 状況」また、「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」などを見ても問題はなく、 許可要件のすべてを満たしています。

議長
それでは、現地調査の結果報告を願います。

6番 6番 田中、現地調査の結果を報告します。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

番号1 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積1,018m2です。

地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、太陽光発電施設です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、太陽光発電設備の設置場所を探していた譲受人とのあいだで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

切土・盛土はありません。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透とのことです。

よって、現地では可としています。

番号2 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 面積167㎡です。

地目は、登記簿、現況ともに「畑」です。

転用目的は、一般個人住宅です。

農地として利用できない譲渡人と、住宅用地を探していた譲受人とのあいだで話がま とまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

切土は最大0.6m、盛土は最大0.2mです。

汚水及び雑排水は農業集落排水へ接続します。

雨水は既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

番号3 農地の所在 〇〇字〇〇 〇〇番〇〇 外〇〇筆 合計面積1,229㎡です。 地目は、登記簿、現況ともに「田」です。

転用目的は、資材置場です。

農地の管理が困難となっていた譲渡人と、資材置場用地を探していた譲受人とのあい だで話がまとまり、本申請に至ったとのことです。

隣接農地の同意はすべて得ており、水利組合の同意もあります。

盛土は最大0.75mです。

汚水及び雑排水は発生しません。

雨水は自然浸透、余水は既設水路へ放流とのことです。

よって、現地では可としています。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案第3号番号1についてご意見、ご質疑ございませんか。

「(「異議なし。」の声あり。)

議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第3号番号1について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第3号番号1につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第3号番号2につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第3号番号2について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第3号番号2につきまして、「可」と決定いたします。 続いて、議案第3号番号3につきまして、ご意見、ご質疑はありませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	「異議なし。」とのことでございます。 議案第3号番号3について、「可」と決定してよろしいでしょうか。
全員	「異議なし」。
議長	それでは議案第3号番号3につきまして、「可」と決定いたします。
議長	提出された議案が全て終わりましたが、何かございませんか。
	(「異議なし。」の声あり。)
議長	ないということでございますので、農業委員会の総会を閉会したいと思います。
	閉会
	令和3年2月12日

この議事録については、事務局 射塲 寛紀が記録した。	
会 長	
署名委員 3番	
_ <u>4番</u>	

[※]署名については、別紙原本にて行っています。